

○総務省令第二十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十七日

総務大臣 鳩山 邦夫

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の十三 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備（第四十九条の十六）」を「第四節の十三 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備（第四十九条の十六）」を「第四節の十三の二 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備（第四十九条の十六の二）」に改める。

第四十九条の十六中「使用するラジオマイク」の下に「（次条に規定するデジタル特定ラジオマイクを除く。）」を加える。

第四章第四節の十三の次に次の一節を加える。

第四節の十三の二 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

(デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六の二 デジタル特定ラジオマイク（七七〇MHzを超え八〇六MHz以下の周波数の電波を使用するラジオマイクであつて、デジタル方式のものをいう。以下同じ。）の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、単向通信方式又は同報通信方式であること。

二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないうこと。ただし、電源設備、送話器その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

三 変調方式は、位相変調、周波数変調又は直交振幅変調であること。

四 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の（±）一四四kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

五 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。

六 給電線及び接地装置を有しないこと。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

第五十七条の三ただし書中「及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」の下に「デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局」を加える。

1	固定局	
	(1) 9kHzを超え50kHz以下のもの	100
	(2) 50kHzを超え526.5kHz以下のもの	50
2	陸上局	100
3	移動局	
	(1) 船舶局	
	ア 生存艇及び救命浮機の送信設備	500
	イ その他の送信設備	200
	(2) 航空機局	100
4	無線測位局	100

1	固定局	
	(1) 9kHzを超え	
	(2) 50kHzを超	
2	陸上局	
3	移動局	
	(1) 船舶局	
	ア 生存艇及	
	イ その他の	
	(2) 航空機局	
4	無線測位局	
5	標準周波数局	

別表第一号の表1の項中

を

5 標準周波数局

0.005

6 アマチュア局

50kHz以下のもの	100
え526.5kHz以下のもの	50
	100
び救命浮機の送信設備	500
送信設備	200
	100
	100
	0.005

に改める。

」

別表第二号第一の表中「アマチュア局は除く。」及び「アマチュア局を除く。」を距す、 「1,687MHz以下の」や「1,687MHzの」は「放送中継を行うもの及びアマチュア局を除く。」や「放送中継を行

30kHz	435MHzの周波数の電波を使用するアマチュア局の無
100kHz	162.0375MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用

うものを除く。」に改め、同表F3Eの項中

線設備	
して放送中継を行う移動業務の無線局の無線設備	

100kHz	162.0375MHzを超え585MHz以下の周
--------	--------------------------

波数の電波を使用して放送中継を行う移動業務の無線局の無線設備 に改め、別表第二号第24の次に次

のように加える。

第24の2 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4

までの規定にかかわらず、288kHz以下の値とし、電波の型式に冠して表示する。

別表第二号に次のように加える。

第54 アマチュア局（人工衛星に開設するもの及びそれを遠隔操作するものを除く。）の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示するものとする。

別表第三号22中「特定ラジオマイクの陸上移動局」の次に「デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。